

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月4日

宮城県道路公社理事長 小野寺好男

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 件名 | 感熱領収書購入契約 |
| (2) 数量及び仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 平成30年9月28日 |
| (4) 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 入札方式 | 条件付き一般競争入札（紙入札） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県における物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (3) 平成27年度以降に当該物品を宮城県道路公社（以下「公社」という。）、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）へ納入した実績のある者であること。
- (4) 宮城県における物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）の規定に基づく指名停止又は入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (5) 公社入札契約暴力団排除要綱（平成20年12月1日施行）別表各号に規定する下記のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その他並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金

等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 本公告に関する問合せ先

担 当 課	電 話 番 号	住 所
宮城県道路公社 総務部営業管理課	0 2 2 - 2 6 3 - 0 5 6 6 (代表)	〒 9 8 0 - 0 0 1 1 仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号

4 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
仕様書等の交付	平成30年7月4日（水）から 平成30年7月18日（水）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
質問の受付	平成30年7月4日（水）から 平成30年7月9日（月）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
回答書の閲覧	平成30年7月10日（火）から 平成30年7月18日（水）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社掲示板
審査書類受付締切	平成30年7月11日（水） （同日まで到着したものの み有効。持参又は郵送）	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
審査結果通知	平成30年7月17日（火）まで	書面（郵送）にて通知する
入札日	平成30年7月19日（木） 午後2時00分から	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 公社ホームページ (http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/)

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

5 一般競争入札参加資格の審査等

(1) 入札参加資格の確認等

イ 入札への参加を希望する者は、4に示す期日までに、入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）に、次に掲げる資料等を添付し、持参又は郵送により、入札参加資格確認申請を行うこと（郵送の場合は次号を参照のこと）。

① 納入実績届（別紙様式第2号）

② 入札参加資格確認申請書に記載の住所、会社名、対応する郵便番号を記載し、82円分の切

手を貼った封筒（審査結果通知用）

- ③ 書類について、公社から問い合わせの際の問い合わせ先となる担当者の名刺
- ④ 過去2年以内に、当該物品を公社又は高速道路会社に同程度の規模で複数回以上納入したことにより入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書（別紙様式第3号）及び当該契約書の写し

ロ イに示す書類を提出後、さらに審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(2) 入札参加資格確認申請書、質問者及び関係書類の提出場所

4に示す場所へ、持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送による提出の場合は、配達証明付郵便のみ受け付けるものとし、郵便の到着等の問い合わせには一切応じない。また、4に示す期間・期日を過ぎて持参した場合は受け付けず、配達されたものについては、受け取らない。

(3) 審査結果

入札参加資格の審査結果については、4に示す期日までに通知する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった者は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く。）にその理由について書面で問い合わせをすることができる。

- (4) 入札参加者は、開札日までの間において、(1)又は(2)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札方法等

- (1) 入札執行及び各種手続き 本公告で指定するものを除き、公社物品の調達等に係る競争入札参加心得（平成22年7月1日施行）及び各様式による。
- (2) 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 再度入札は、2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

公社会計規程（昭和47年6月1日公社規程第7号）第74条及び第77条の規定による。

なお、入札保証金及び契約保証金に係る全ての費用は、入札参加者及び契約者の負担とする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定の方法

本公告に示した業務を履行できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (4) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約条件 別紙「売買契約書（案）」による。
- (7) 規程及び心得については、公社ホームページ (<http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>) において閲覧することができる。

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

登録番号

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記競争入札に係る入札参加資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は入札公告の条件に従い、適正に業務を履行することを誓約します。

記

1 入札公告日 平成 年 月 日

2 入札件名

3 添付書類

イ 納入実績届

ロ 返信用封筒

ハ 担当者の名刺

ニ その他必要な書類 ()

※ 申請書は1部を提出のこと。

※ ロ及びハを除いた申請書類一式をホチキス等でまとめて綴じること。袋とじの必要はない。

(様式第2号)

納 入 実 績 届

宮城県道路公社、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社への平成27年度以降の納入実績は、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考

添付書類：契約書写し

(様式第3号)

入札保証金免除申請書

平成 年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

申請者

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成 年 月 日に入札執行される「 」に係る入札契約保証金を、次の理由により免除して下さるよう申請します。

(理由)

過去2年間に宮城県道路公社、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行したため。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考

※契約書の写しを添付

ただし、納入実績届に添付した契約書については、重複して提出する必要はない。

(様式第4号)

仕様書等に関する質問・回答書

年 月 日

(質問者) 商号又は名称
代 表 者

件 名		
番号	質問事項	回答事項
回答者 宮城県道路公社理事長 (公印省略)		

売 買 契 約 書

1 物品の品名等

品 名	規格品質	単位	数量	単 価	金 額
合 計					

2 契約金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

3 契約保証金 免除

4 納入場所

5 納入期限 平成 年 月 日

宮城県道路公社（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、上記物品の売買について、別記の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、「別紙仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、この売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、発注者から契約保証金の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金につき、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(納入及び検査)

第4条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの下、検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを取り替え、又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 発注者は、必要があると認めたときは、物品の納入の前に検査することができる。

(売買代金の支払)

第5条 受注者は、前条の検査に合格した後でなければ、売買代金の支払を請求することができ

ない。

2 受注者は、発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に、受注者に売買代金を支払うものとする。

(履行遅滞の違約金)

第 6 条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年 2.7%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第 7 条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第 8 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき、又は納入する見込みがないとき。

(3) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県道路公社入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 12 月 1 日施行）別表各号に該当すると認められたとき。

(4) 受注者が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(5) 受注者が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(6) 前 5 号に掲げるもののほか、受注者が、この契約に基づく債務を履行しないとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約解除の違約金)

第 9 条 受注者は、前条第 1 項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第 10 条 受注者は、自己の責めによる契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、自己の責めによる契約解除に伴い受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第 11 条 第 4 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(かし担保)

第 12 条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第 13 条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、契約金額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 の規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

3 前項の規定に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行ったときは、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 50 条第 1 項の規定により、出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（不当介入に対する措置）

第 15 条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（契約外の事項）

第 16 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。